

No.10

法務の立場から医療の課題解決を図る

医師・医療分野の法律顧問や紛争解決を手掛けるMLIP(エムリップ)経営法律事務所。所長の大西達夫さんは、医療経営全体を理解するために弁護士で初の医療経営士1級を取得した。法務の分野から医療機関のサポートを行っている。

弁護士

MLIP経営法律事務所 大西達夫



私の三本の矢

仕事をするうえで「ハズせない」3つのアイテムを紹介

1 弁護士バッジ



文字通り外せないアイテム。昔はスーツの襟につけて金メッキが剥がれているほど「ベテランの弁護士」とされてきましたが、私はそういうこだわりがないので、今でも金ピカのままです(笑)。

2 医療関連の書籍



医療に関するさまざまな案件を担当する際にカルテを読む機会が多いので、医学用語や医療用語がわからないときに調べるのに重宝しています。

3 キャスターつきスーツケース



裁判でカルテや医学文献など証拠が多い事件記録の持ち運びに使用。弁護士登録前の訟務検事の頃から20年近く愛用しています。

**Respected person** — 尊敬する人 —

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士  
『災害復興法学』『災害復興法学II』著者  
岡本正さん  
医療経営士2級



所属弁護士会の医事法研究部会で医療経営士の存在を初めて教わりました。医療法務のみならず、防災教育や公共政策を通じた社会課題の解決に尽力されています。年齢はお若いですが、「国を癒やす大医」にふさわしい弁護士・医療経営士の先輩です。

**Profile**

おおにし・たつお ● 早稲田大学法学部卒業。1995年以降、千葉・大分・東京の各地方裁判所や広島法務局勤務を経て、2006年弁護士登録(第一東京弁護士会)。13年、MLIP経営法律事務所を開設。13~17年、第一東京弁護士会総合法律研究所医事法研究部会部長。17年から厚生労働省政策評価に関する有識者会議(医療・衛生WG)参加者。横浜国立大学医学部看護学科非常勤講師。日本医事法学会会員。日本再生医療学会会員。

内外の医療経営士が連携して経営再建・改善を行うべき

大西さんは日本医療経営実践協会主催の「中村塾」に参加するなど、さまざまな分野の医療経営士と交流を深めてきた。

「医療経営士同士の横のつながりができましたし、中村彰吾先生の『小医・中医・大医(小医は病を癒し、中医は人を癒し、大医は国を癒す)』というお話から、医療政策や地域医療全体の課題解決と個々の医療機関の経営改善は切り

は新型コロナウイルス対応など多岐にわたります。そうした案件の処理を適切に進めるためにも、医療経営全体の理解が不可欠と考え、医療経営士の資格を取得しました」と語る。

また利点だけではなく、医療経営士の課題も指摘。

「医療経営への理解が不十分な外部コンサルタントに経営再建を頼り、かえって状況が悪化して破綻するケースがいまだに散見されますが、資格スタートから10年経つ医療経営士の存在が問題改善に寄与しているとも思えません。個人的には、スタッフの統率力がある医療者を中心に、さまざまな専門性を持つ院内外の医療経営士が職種横断的に協働して経営再建や病院再生を進めるのが理想と考えます。われわれ法律職はそういう『多職種医療経営士連携』の結節点の役割を果たせたら」と語る。

医療訴訟の代理人経験が契機  
医療機関側の弁護士へ

日本の弁護士人口は、日本弁護士連合会の統計で4万1118人(2019年3月現在)にのぼる。法科大学院(ロースクール)出身者を中心に弁護士総数が年々増加し、法律事務所間の競争が激化している。

医療法務は、医療機関の経営・法律問題のほかに、個別指導などの行政対応、医療事故による患者との民事紛争解決など、担当する弁護士が幅広い依頼に応じる。多様化するニーズを受けて参入する法律事務所が増え、医師兼弁護士も活躍するなど、医療法務の重要性は高まっている。

弁護士で医療経営士1級の大西達夫さんが代表を務めるMLIP

(エムリップ)経営法律事務所は、複数の専門分野を標榜するブティック型法律事務所であり、なかでも医療法務は重要な位置を占める。

大西さんは弁理士としてMS法人などの知的財産関連案件も手がけるほか、パートナー弁護士の奥田敦さん(医療経営士2級)は薬剤師免許を保有しており、さまざまな依頼に対応可能だ。

大西さんは裁判官時代に訟務検事として法務局に出向し、国立病院や国立大病院の医療訴訟の国側代理人を担当。その経験から、弁護士登録後も医師・医療機関側の顧問業務や紛争解決に携わる。

「医療機関の法律問題は、医療事故による紛争だけではなく、医療法人の支配権争いや医業未収金回収、倫理審査、労務問題、最近で

**一口メモ**

最高裁判所の統計では、医療訴訟は2004年の1110件をピークに減少し、この10年間で800件前後で推移している。

日本医療機能評価機構の統計によると19年の医療事故報告件数は4532件。医療紛争の解決は、示談や医療ADR(あっせん人が関わり話し合いを行う)裁判外紛争解決手続)でも図られている。

撮影=関口宏紀